

神河町太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神河町環境にやさしい町づくり条例(平成17年神河町条例第97号。以下「条例」という。)に定める本町の特性を踏まえ、将来にわたり、うるおいとやすらぎのあふれる町づくりのため、条例第11条の規定に基づき、町内で設置する太陽光発電施設に関する必要な事項を定めることにより、住環境への配慮と自然環境の保護に努め、もって良好な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設。(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物に設置されるものを除く。)
- (2) 設置事業 太陽光発電施設の設置を行う事業をいう。
- (3) 設置工事 太陽光発電施設の設置に係る工事をいう。(当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。)
- (4) 増設等工事 太陽光発電施設の増設、移転、修理、改造等に係る工事をいう。(これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。)
- (5) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (6) 管理者 太陽光発電施設の管理を行う者をいう。
- (7) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (8) 近隣関係者 事業区域が所在する自治会内に居住する者等、当該設置事業により生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者をいう。

(対象となる設置事業)

第3条 発電出力10キロワット以上の設置事業に適用する。ただし、兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)に基づき届出を行う設置事業は除く。

(設置者及び管理者の責務)

第4条 設置者及び管理者は、関係法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の生活環境について十分に配慮するとともに、事故、公害等(以下「事故等」という。)の防止及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めるものとする。

2 設置者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 管理者は、太陽光発電施設及び事業区域の適切な管理に努めるものとする。

(事業計画の届出)

第5条 設置者は、当該設置工事に着手する日の30日前までに、次に掲げる書類を添え

て、当該太陽光発電施設の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)を町長に届け出るものとする。

- (1) 近隣関係者説明実施記録(次条に規定する説明の実施状況を記録した書類)
- (2) 位置図(縮尺1万分の1以上)
- (3) 区域図(縮尺2,500分の1以上)
- (4) 公図の写し(事業区域及びその隣接地の地番、地積、所有者の住所及び氏名を記入すること。)
- (5) 土地利用計画平面図(縮尺500分の1以上)
- (6) 土地利用計画断面図(縮尺縦100分の1以上及び横1,000分の1以上)
- (7) 土地造成計画平面図(縮尺500分の1以上)
- (8) 土地造成計画断面図(縮尺縦100分の1以上及び横1,000分の1以上)
- (9) 雨水排水図(縮尺任意)
- (10) 工作物設計図(平面図、立面図及び断面図)
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者の氏名、住所及び連絡先(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 太陽光発電施設の管理の方法(太陽光発電施設の廃止後において行う措置を含む。)

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業計画に定める事項のうち前項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更に係る14日前までに、第1項に規定する書類のうち変更する事項に係る書類を添えて、当該変更後の事業計画を町長に届け出るものとする。

(近隣関係者への説明)

第6条 設置者は、前条第1項及び第3項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対し、設置事業の事業計画の内容について説明を行い、理解が得られるよう努めるものとする。ただし、同項の規定による届出の場合であつて、設置事業計画の内容変更が軽微で、町長が説明会等の開催を要しないと認めるときは、この限りでない。

(工事完了の届出)

第7条 第5条の規定による届出をした設置者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、遅延なくその旨を町長に届け出るものとする。

2 設置者は、事業完了後速やかに、太陽光発電施設に設置者及び管理者の氏名、住所及び連絡先を明示するものとする。

(増設等工事等の届出)

第8条 第5条から前条までの規定は、設置工事の完了後において、設置者又は管理者が増設等工事をしようとする場合について準用する。

2 設置者又は管理者は、設置工事の完了後において、事業計画で定める設置者又は管

理者を変更したときは、遅延なく、その旨を町長に届出をし、前条第2項の明示内容を変更するものとする。この場合において、当該届出をする前に、近隣関係者に対して、当該変更に係る事項を説明するものとする。

(廃止の届出)

第9条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の14日前までに、その旨を町長に届け出るものとする。

(報告の徴収)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、設置事業に関して報告を求めることができる。

(指導又は助言)

第11条 町長は、この要綱の規定により届出のあった設置事業について、関係法令に基づく届出等のほか必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、指導又は助言をすることができる。

2 町長は、前項に規定する指導を行った事項について、設置者又は管理者に対し、当該指導に係る対応状況の報告を求めることができる。

(町の事務分担)

第12条 この要綱に基づく事務は、建設課が行う。ただし、具体的な指導又は助言については、それぞれの関係法令等を所管する課及び建設課が連携して行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。